

## 令和4年度田辺市地域福祉計画策定・推進委員会会議録

日時：令和5年2月21日（火）午後2時から午後3時40分まで

場所：田辺市高雄一丁目23番1号 田辺市民総合センター 4階交流ホール

策定・推進委員

〔出席委員〕松端委員 井溪委員 野見委員 前田委員 初山委員 大久保委員 久保委員 西川委員 谷中委員 井潤委員 虎伏委員 後藤委員 當仲委員 宮田委員 那須委員 鹿毛委員 横畑委員

〔欠席委員〕尾崎委員 家根谷委員 楠本委員 木村委員 花村委員

事務局：山田福祉課長 中岡庶務係長 鈴木主査 福島参事 南田主査 古久保やすらぎ対策課長 馬場崎障害福祉室長 谷本健康増進課長

オブザーバー 市社会福祉協議会：山中事務局長 兼久地域福祉課長

令和4年度田辺市地域福祉計画策定・推進委員会（以下「策定・推進委員会」という。）の次第に沿って、中岡庶務係長が司会進行を行い、初顔合わせの委員がおられるため、出席委員の紹介を行った。また、委嘱状及び任命状の交付は、机上配布にとどめた。

続いて、山田福祉課長が開会の挨拶を行った。

続いて、武庫川女子大学文学部心理・社会福祉学科教授 松端委員から、資料「田辺市における地域福祉計画の推進～誰ひとり取り残されない「地域共生社会の実現」を目指して～」について講演いただき、日本をとりまく社会状況の変化、田辺市地域福祉計画の位置付けと内容、国が進める施策の方向性（地域共生社会の実現、包括的支援体制の構築、重層的支援体制整備事業 等）について解説いただいた。

次に、議事「(1) 委員長・副委員長の選出」について、策定・推進委員会の委員長1名・副委員長2名の選任を委員の互選により行った。委員から事務局一任との声があったため、委員長には、地域福祉の推進にご尽力いただいている田辺市民生児童委員協議会会長の井溪委員を、副委員長には、女性の地位向上や社会福祉の増進を通じて住みよいまちづくりにご尽力いただいている田辺市女性会連絡協議会会長の後藤委員と、学識経験者の松端委員をそれぞれの委員に推薦したところ、出席委員の過半数の拍手及び異議なしとの声をもって承認された。

以降は井溪委員長の進行により、議事「(2) 計画策定・推進委員会の組織体制（別紙資料「地域福祉計画策定・推進委員会の組織体制について」）」について、事務局の鈴木主査から、従来までの組織体制と変更後の組織体制における変更点や役割等を説明したところ、次のとおり提言があった。

提言①：大久保委員（委員会委員の構成について）

既に決定している今期の委員22名については、特に問題ないと思いますが、今後の考え方として、高齢者の施策を推進する委員会や、障害者の施策について検討する委員会など、それぞれの分野における委員会から代表者を選び、策定・推進委員会の委員として参画さ

せるべきではないでしょうか。

策定・推進委員会委員の総数を増やすという意味ではなく、それぞれの分野で策定される個別計画の全体像や方向性を把握できないまま、地域福祉計画を進めてしまうことのないよう、今後、委員の構成や選出団体を検討するに当たり、そういった視点を持っておいてはいかがかという提言です。

提言①についての回答：事務局 山田福祉課長

大久保委員の提言につきまして、地域福祉計画は、福祉の各分野における個別計画の上位計画に位置付けられるものです。計画策定に当たっては、計画素案を作成する市職員と社協の協議体（田辺市地域福祉計画素案作成作業部会）がございますので、各個別計画の関連性について、こちらの協議体で十分に加味した上で計画素案を作成してまいりたいと考えております。

以上で提言は終了となり、他に質疑もなく、議事は承認された。

続いて、議事「(3) 令和4年度における第4次田辺市地域福祉計画の取組状況（別紙資料「令和4年度における第4次田辺市地域福祉計画の取組状況について」、「第4次地域福祉計画 取組状況」、「資料1～資料3」）について、事務局の鈴木主査から、令和4年度における特徴的な取組を取り上げて報告（別紙資料「第4次地域福祉計画 取組状況」の10、13、21、36、43、66、67ページ）したところ、次のとおり提言があった。

提言②：大久保委員（成年後見制度に関すること 資料66、67ページ）

ただいまの説明にもあったとおり、制度の利用者に対して、制度のメリット・デメリットを伝達していくとのことでしたが、特に、デメリットについてしっかり説明していただきたいと思います。

例えば、弁護士に成年後見人を依頼する場合などはその費用が高額になりますし、弁護士による後見が始まると、担当者弁護士を安易に変えることができません。こういったことを知らず、トラブルにつながるケースがよく見受けられます。

成年後見制度よりも、保佐人や補助人、施設等による金銭管理の方がうまくいくケースもあると感じておりますので、成年後見制度を推進するに当たり、そのデメリットをしっかりと伝えてあげてほしいと思います。

また、田辺市成年後見利用促進あんしんネットワーク協議会の組織体制の表（資料3 2ページ）がありますが、特に弁護士が、報告書を提出してくるだけで、年に1度も会議に出席していないことがあります。

提言②についての回答は無し。

提言③-1：大久保委員（評価点が2以下の項目について 資料23、39、83ページ）

【23ページ 相談支援体制の整備について】

今年の課題としており、今後取り組まれるかと思うので特にありません。

**【39 ページ 各種福祉サービスのネットワーク化と総合化・包括化について】**

今後の取り組み方についてご説明願います。

**【83 ページ インクルーシブな社会の実現について】**

今後の取り組み方についてご説明願います。

提言③-1 についての回答：馬場崎障害福祉室長

**【39 ページ 各種福祉サービスのネットワーク化と総合化・包括化について】**

このことについては、「具体的な取組ができていない」という状況ですが、現場レベルでは対応できる範囲で対応しているところです。現場レベルでの取組の効果が表れるまで時間がかかるかと思しますので、徐々に取り組んでいきたいと思えます。

**【83 ページ インクルーシブな社会の実現について】**

インクルーシブの対象となるのは高齢者、子ども、障害者、病人、外国人、男女など、非常に幅が広く、障害福祉室の取組だけでは不十分であると考えため、評価を「2」としているところでもあります。

このことにつきまして、今後、全庁的な体制整備に取り組み、インクルーシブな社会の実現に努めたいと考えております。

提言③-2：大久保委員（馬場崎障害福祉室長の回答を受けて）

**【39 ページ 各種福祉サービスのネットワーク化と総合化・包括化について】**

効果が見えにくいとのことですので、「見える化」に努めていただくようお願いいたします。

**【83 ページ インクルーシブな社会の実現について】**

そもそも「インクルーシブな社会」というものを、日本で実現することが可能なのでしょうか。国連の掲げる障害者権利条約（以下「条約」という。）に関して、日本における課題があると思えますが、これまで進めてきた日本独自の福祉制度をいきなり変えていくのは難しいのではないのでしょうか。

田辺市がどういった取組をするのかという話ではなく、国そのものが今後の方向性を考えないといけない話なので、このテーマを「市の課題」として取り上げること自体が難しいように感じます。

このことについて、松端委員のご意見を伺いたいと思えます。

提言③-2 についての回答：松端副委員長

日本では、国連の条約を批准し、障害者差別解消法や障害者総合支援法が制定されてきました。

また、昨年には、国連の委員会で対面審査が行われ、日本における障害者の権利擁護の状況が、条約の内容にふさわしいものか審査されました。

教育に関することでは、障害の有無に関わらず教育を受ける「インクルーシブ（統合）教育」というものがありますが、日本は先進国の中でも突出してインクルーシブとは逆のパターンの教育（具体的には、特別支援教育（「特別支援学校」や「特別支援学級」）といわゆる「通常」の教育（学級）に分けた教育）が行われているため、早急に改善するよう勧告が発出されました。

また、精神障害がある方等の入院について、日本は先進国の中でも入院者数が多く、入院期間も長い傾向にあること、「措置入院」や家族の同意で入院させることができる「医療保護入院」といった「本人の意思に基づかない入院制度」があること、知的障害者等の施設入所者数の割合が突出して高いことなどから、改善勧告を受けています。

大久保委員のお話にあるように、市レベルの話ではなく、国レベルで課題が山積しているのではないかということですが、地域福祉の考え方からすると、「それぞれの地域で、できることからするしかない」ということになると思います。

田辺市においては、子どもたちが一緒に学び、成長できる環境をどのように作っていくか、具体的な活動として実践していく必要があると思います。

以上で提言は終了となり、他に質疑もなく、議事は承認された。

その後、中岡庶務係長から、以下のとおり事務連絡を行い、令和4年度田辺市地域福祉計画策定・推進委員会を終了した。

●令和5年度田辺市地域福祉計画策定・推進委員会の開催 令和6年2月頃